

包括的連携に関する協定書

国立大学法人信州大学先鋭領域融合研究群繊維科学研究所（以下「甲」という）とアイカ工業株式会社化成品カンパニー（以下「乙」という）は、共同開発及び教育・人材育成、組織間交流を通じて相互の発展を目指すとともに、これら活動を通じて社会への貢献及び新たな価値の提案を行うため包括的連携協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、環境、教育、学術等の分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について、事前協議の上、連携・協力する。

- （1）ナノファイバーの分野での協力に関する事
- （2）化成品の応用分野での協力に関する事
- （3）その他両者が必要と認める事項

（秘密等の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項に関し、必要な事項は別途契約等を締結するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、甲乙双方の合意により更新することができる。

（非保証）

第5条 本協定は、甲乙間にいかなる権利義務関係を生じさせるものでなく、甲乙間における排他的な連携関係を構成し、第三者との取引を制限するものではないことを甲乙相互に確認する。

（公表）

第6条 甲及び乙は、本協定の事実及び本協定に基づく連携内容について対外的な公表を行う場合には、公表内容、公表時期及び公表の方法等について、事前に甲乙間で協議のうえ、甲乙双方の合意により公表を実施するものとする。

（その他）

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲及び乙が互いに協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2024年8月7日



国立大学法人信州大学
先鋭領域融合研究群
繊維科学研究所
所長 金 翼水



久野 憲和

アイカ工業株式会社化成品カンパニー
開発企画室
室長 久野憲和

